

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供(2026年4月1日現在)

事業所の名称	株式会社シムラ
事業所の所在地	〒210-0834 神奈川県川崎市川崎区大島1丁目23-8 ハイムナガタ1階
対象期間	2025年4月1日 - 2026年3月31日

2026年3月31日付 派遣労働者数	12人	
2026年3月31日付 派遣先事業者数(実数)	2件	
2026年3月31日付 労働者派遣に関する料金の平均額	26,224円	1人1日8時間当たり
2026年3月31日付 派遣労働者の賃金の額の平均額	19,196円	1人1日8時間当たり
2026年3月31日付 マージン率の平均	26.8%	小数点2位以下四捨五入

派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 派遣事業課 TEL044-344-1211

訓練の内容	対象者	方法	実施者	費用負担	賃金支給	1人当たりの平均実施時間
新規採用者訓練 ビジネスマナー・ビジネスメール・ハラスメント研修	未経験者の新規採用者	Off-JT	弊社	無償	有給	4H
技能訓練(1年目) ワード・エクセルの初級編 ビジネス文書の作成等	1年以上の雇用見込みの者	Off-JT	弊社	無償	有給	4H
技能訓練(2年目) エクセルの中級編 計算式、関数、グラフ、統計	2年目の派遣労働者	Off-JT	弊社	無償	有給	8H
技能訓練(3年目) パワーポイント 資料作成とプレゼンの仕方	3年目の派遣労働者	Off-JT	弊社	無償	有給	8H
技能訓練(4年目) パソコン総まとめ	4年目の派遣労働者	Off-JT	弊社	無償	有給	4H
リーダー研修 部下育成:コーチング、コミュニケーション力	4年目の派遣労働者	Off-JT	弊社	無償	有給	4H

■派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ・労使協定を締結している
- ・協定労働者の範囲および協定書の有効期間終期
期間を定めずに雇用される派遣労働者であり、かつ、
 - ①派遣先で事務OA機器操作業務に従事する従業員 →有効期間終期:2026年9月30日
 - ②派遣先で砂糖解袋及びフォークリフト業務に従事する従業員 →有効期間終期:2026年12月31日

その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分について含まれるものは下記のとおりとする。

- ・労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険料の事業主負担
- ・派遣労働者が取得した有給休暇等に充当した費用
- ・教育訓練や技能講習、研修等の補助支援費用 定期健康診断費用
- ・営業、管理等事業運営にあたる労働者の人件費
- ・オフィス賃貸料、求人広告、通信費等諸費用 営業利益